

海洋管理協議会(MSC)

# MSC Chain of Custody 規準: 消費者向け事業者(CFO)用バージョン

第1版、2015年2月20日



---

## 海洋管理協議会(MSC)について

---

海洋管理協議会(MSC)は、持続可能な漁業及びサプライチェーンのトレーサビリティ(CoC)のための規準を策定する国際的な団体である。

### ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これがMSCのビジョンである。

### 使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらし、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これがMSCの使命である。

### 著作権表示

「MSCの消費者向け事業者(CFO)用のCoC規準」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council (海洋管理協議会) に帰属する。 - © “Marine Stewardship Council” 2015. 不許複製・禁無断転載

この規準の公用語は英語である。正式文書はMSCのウェブサイトwww.msc.org.に公開されている。コピー、版、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSCは、部分的、全体的かを問わず、この内容のいかなる修正をも禁じる。

Marine Stewardship Council  
Marine House  
1 Snow Hill  
London EC1A 2DH  
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900  
Fax: + 44 (0) 20 7246 8901  
Email: standards@msc.org

---

# 目次

---

<b>はじめに</b>	4
A. 本規準の責任	4
B. 本文書について	4
C. 概略紹介	4
D. CoC認証の範囲とオプション	4
E. CoC規準の適用資格:消費者向け事業者(CFO)用バージョン	5
F. 発効日	5
G. 見直し予定日	5
H. 規范文書	5
<b>Chain of Custody 規準 : CFO用バージョン</b>	6
原則1 認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない	6
原則2 認証製品であることが識別できなければならない	7
原則3 認証製品は分別されなければならない	8
原則4 認証製品は追跡が可能で、重量が記録されなければならない	9
原則5 事業者は管理システムを有していなければならない	11
5.1 管理及び現場の統制	11
5.2 研修	12
5.3 変更の報告	13
5.4 請負業者	14
5.5 不適合製品	15
5.6 トレーサビリティ及びサプライチェーン検証のための要請	16

# はじめに

## A.本規準の責任

本規準に関する責任はMSCが有する。使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。規準の正式文書はMSCのウェブサイト[www.msc.org](http://www.msc.org)に公開されている。

## バージョン履歴

版	発行日	改訂内容
第1版	2015年2月20日	初版

## B.本文書について

本文書には、MSC CoC認証の取得を希望する消費者向け事業者(CFO)への必須要求事項が含まれている。本規準の解釈及び適用のための任意のガイドンスも作成されている。

## C.概略紹介

### CoC認証

CoC認証は、MSCエコラベルもしくはMSC登録商標を表示して販売される製品が、認証取得漁業をその供給源とし、サプライチェーンを遡って認証された供給元まで追跡できることについて確固たる保証を提供するものである。

MSC CoC規準に則り認証を取得した企業は、認定された第三者の認証機関により審査され、3年のCoC認証の有効期間中、定期的に監査を受ける。

### 他の規準策定組織によるMSC CoC規準の適用

MSC CoC規準は、認証制度を運営する他の組織でも使用可能である。本規準が発行された時点においては、水産養殖管理協議会(ASC)が、ASC認証養殖場を供給源とする認証水産製品にMSC CoC規準を適用するとしている。これにより、認証書は別個に発行され、登録商標も異なるものの、サプライチェーン内の企業は、1つのCoC認証審査を通じて、MSC認証水産物とASC認証水産物の両方を取り扱うことができるようになった。今後、他の認証制度がMSC CoC規準を適用することになった場合には、MSCウェブサイトにて公表する。

## D.CoC認証の範囲とオプション

認証された漁業あるいは養殖場を供給源とする製品の売買や取扱いを行う事業者はすべてCoC認証の取得を申請することができる。認証された供給源からのものであることを主張するためには、消費者向け不正開封防止包装が施される時点までのサプライチェーン内において、認証製品の法的な所有権を持つ全ての事業者がCoC認証を取得することが要求事項となっている。

MSCでは、標準のCoC規準に加え、グループ向けのCoC規準と消費者向け事業者(CFO)用のCoC規準を作成している。各バージョンの適用資格に関しては、**MSC CoC認証要求事項(セクション6.2)**及び各文書の冒頭に詳しく記載されている。

### CoC規準：標準バージョン

この規準は、認証製品を売買するあるいは取り扱う1つの物理的な現場を有する事業者に適用することができる。この他にも、複数の現場で認証製品を取り扱っているものの、各現場がCoC規準に則って個別に審査される事業者にも適用することができる。これは、複数サイト認証と呼ばれ、1つの認証書とCoCコードが発行される。標準のCoC規準に則り認証を取得する事業者の1例として、1つの事務所で業務を行う貿易会社や、複数の工場を有する加工業者が挙げられる。

事業者が養殖場や漁業の場合、規準の中のいくつかの条項(認証を取得したサプライヤーからの購入など)は当てはまらないこともある。

### CoC規準：グループ向けバージョン

CoC規準のグループ向けバージョンは、多くの現場で認証製品を取り扱っているものの、各現場が認証機関によって個別に審査されない場合に適用される。多くの現場を有する事業者や複数の組織の共同体の場合には、複数サイト認証よりも効率的であることもある。事業者は、内部管理を規定するとともに、すべての現場が確実にCoC規準を順守することに責任を有するグループ本体の機能を定める。認証機関は、グループ内の全ての現場を審査するのではなく、グループ本体と一部の現場のみを審査する。グループ全体で1つのCoCコードと認証書を共有する。グループ向けCoC規準に則って認証を取得する事業者の1例として、数十カ所の倉庫を所有する大規模卸売業者や消費者向け事業者(CFO)用規準に則った認証ではなくグループ認証を望むレストランチェーン

## はじめに 続き

などが挙げられる。

事業者が養殖場や漁業の場合、規準の中のいくつかの条項（認証を取得したサプライヤーからの購入など）は当てはまらないこともある。

### CoC規準：消費者向け事業者(CFO)用バージョン

CoC規準のCFO用バージョンは、最終消費者に水産物を提供もしくは販売し、特定の資格基準を満たす事業者（小売業者やフードサービス事業者）に適用される。消費者向け事業者（CFO）は、単独サイトあるいは複数の所在地を有する場合があり、認証製品の取り扱いや売買に係る事業者の管理システム下にある全ての現場に対し、1つのCoCコードが発行される。グループCoCの場合と同様に、認証書に含まれるすべての現場の中の一部が認証機関によって審査される。CFOの例としては、レストランやレストランチェーン、鮮魚店、鮮魚売場のある小売業者、ケータリング業者が挙げられる。

### E.CoC規準の適用資格： 消費者向け事業者(CFO)用バージョン

消費者向け事業者（CFO）用CoC規準は以下の全ての基準を満たす事業者のみに適用可能である。

1. 最終消費者のみ、もしくは最終消費者を主として認証水産物を販売及び／もしくは提供する事業者。
2. 全ての現場において行われる認証水産物の加工もしくは再包装業務は、当該事業者のためのみに行われている。
3. 当該事業者が請負加工業者もしくは請負再包装業者を利用する場合、これら請負業者は独自にCoC認証を取得していなければならない。
4. 申請者が認証水産物を扱う現場を複数有する場合
  - a. 全ての現場は事業者の本部による共通の管理システムによる統制下にあり、
  - b. 本部は、各現場を所有しているもしくは各現場とフランチャイズ関係にある、あるいは認証水産物が取り扱われる全ての現場及び従業員を管理する一時的権利を有している。

- c. 認証水産物の購入は本部が統制しており、全ての現場は認証取得サプライヤーにのみ認証水産物を発注できることになっている。

**注：**事業者によっては標準バージョン、グループ向けバージョン及び／もしくはCFO用バージョンのCoC規準のいずれをも適用できる場合がある。事業者は、最も適したオプションについて認証機関に相談する前に、**CoC認証要求事項セクション6.2**を確認し、標準、グループ向け、CFO用の3つのオプションの適用資格について確認することが望ましい。

### F.発効日

CFO用CoC規準第1版の発効日は2015年9月1日である。この日以降、CFO用CoC規準に則り実施されるすべてのCoC審査は、この第1版を適用しなければならない。

### G.見直し予定日

本規準の見直しは2017年に開始される予定である。CoC規準の見直しは、ISEALの規準策定規程に則り実施される。

MSCでは、CoC規準に関する意見を随時受け付けており、それら意見は次回の見直しに際し検討されることとなります。本文書内の連絡先に郵送もしくはeメールにてご意見をお寄せ下さい。

MSCの方針策定プロセスならびにMSC規準策定過程について詳しく知りたい場合は、**MSC 方針ウェブサイト** 及び**MSC ウェブサイト**をご覧ください。

### H.規范文書

コンセプトや用語・語句についてはMSC及びMSCI用語集にて定義されている。

## 原則1

### 認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない

- 1.1 事業者は、全ての認証製品が認証取得サプライヤーから購入されることを確実にするためのプロセスを有していなければならない。

#### ガイダンス1.1

認証製品とは、認証された漁業もしくは養殖場由来の、認証製品として識別される水産物を指す。

消費者向け不正開封防止包装を施した水産製品（個別のツナ缶のように、密封されてラベルが付けられ、最終消費者にそのままの形で販売される製品）は除く。消費者向け不正開封防止包装の詳しい定義については**CoC認証要求事項のセクション6.1**を参照。

認証取得サプライヤーとは、認証された漁業や養殖場、もしくは有効なCoC認証を有するサプライヤーのことである。

- 1.2 現物を扱う事業者は、製品入荷時に製品の認証状況を確認するプロセスを有していなければならない。

#### ガイダンス1.2

認証製品に添付されてくる書類によって、製品が認証のものであることが明確に識別できなければならない。書類の例としては、配達通知、インボイス、船荷証券、サプライヤーからの電子データなどが含まれる。これは、在庫がなくなってしまった場合などに、サプライヤーが認証製品の代わりに非認証製品を出荷したとしても、入荷する企業の側でそのことを発見できるようにするためである。

認証製品を識別するために、サプライヤーが独自のバーコードや製品コードなどの内部システムを導入している場合、受け取る側は、認証製品であることを確認するために、その内容・意味について理解していなければならない。

関連書類に製品が認証のものであることが明記されていない場合、現物のラベリング（箱にMSCエコラベルが貼られているなど）だけでは、認証製品であるか否かが十分に確認されたとは言えない。

- 1.3 初回の認証審査の際に認証製品の在庫がある事業者は、それら製品が認証取得サプライヤーから購入されたものであることを実証し、本規準の関連セクションを全て順守できなければ、それら製品を認証製品として販売することができない。

#### ガイダンス1.3

初回の認証審査の際に在庫していた認証製品については、**原則4**により、認証取得サプライヤーもしくは漁業／養殖場まで遡って追跡できなければならない。また、**原則2**及び**3**に則り、在庫の認証製品はすべて識別可能で、分別されていることを実証できなければならない。

## 原則2

### 認証製品であることが識別できなければならない

- 2.1 認証製品は、購入、入荷、保管、取扱い、ラベリング、陳列、提供もしくは販売の全ての段階において、認証のものとして識別されなければならない。

#### ガイダンス2.1

添付されているトレーサビリティの記録だけでなく、現物を見ても認証製品であることが識別できることが望ましい。これは、パッケージ、箱、袋にサインやラベルを付けることで可能になる。

MSCといった頭文字、CoCコード、内部の識別システムなど、事業者は、認証製品にラベルを付けるあるいは識別するために様々な方法を講じることができる。

現物にラベルを貼るのが不可能もしくは現実的でない場合（冷凍庫内の特定の場所に保管されている包装されていない魚など）、事業者は、認証状況を特定する関連のトレーサビリティ記録や在庫記録と製品とをどのように照合できるのかを示すことができなければならない。

- 2.2 事業者は、認証のものであることを識別するための包装、ラベル、メニュー、その他の素材が、認証製品のみで使用されることを確実にするためのシステムを運用しなければならない。

- 2.3 事業者は、ライセンス契約（[ecolabel@msc.org](mailto:ecolabel@msc.org)）の条件の下で承認を得た場合のみ、認証製品としての宣伝や、エコラベル、ロゴ、その他の登録商標を使用することができる。

#### ガイダンス2.3

製品の識別のみの目的で、頭文字（MSCやASC）、あるいは正式名称（Marine Stewardship Council）を、消費者向けではない製品やトレーサビリティ記録に使用する場合は、ライセンス契約がなくても認められる。

それ以外の目的でエコラベル、ロゴ、その他の登録商標を使用するためにはMSCの契約部門であるMSCIとの間でライセンス契約を結ぶ必要がある。

審査の際、事業者は、登録商標の使用が承認されている証拠の提示を求められる場合がある。その際は、有効なライセンス契約書、及び／もしくはMSCIから受信した使用承諾メールを提示すれば良い。

## 原則3

### 認証製品は分別されなければならない

- 3.1 認証製品と非認証製品の置換えがあってはならない。
- 3.2 事業者が認証製品として販売あるいは登録商標を表示して販売する意向がある場合、**3.2.1**の場合を除き、認証製品と非認証製品を混ぜてはならない。
  - 3.2.1 非認証水産物が認証製品の原料として使用される場合は、**MSCウェブサイト**上のMSCI認証原料比率規定を順守しなければならない。

#### ガイダンス3.2.1

非認証製品を認証製品の原料として使用することが例外的に認められる場合がある。但し、MSCI認証原料比率規定に記載されている制限が適用される。

- 3.3 事業者が当該製品をMSC認証のものとして販売することを望む場合、MSCのCoC規準を共有する他の認証制度の認証製品と混ぜてはならない。但し、以下の場合はこの限りではない。
  - 3.3.1 事業者がMSCIから特別に許可を得ている場合、もしくは
  - 3.3.2 当該製品が、MSCのCoC規準を共有する複数の認証制度によって認証されている場合。

#### ガイダンス3.3、3.3.1及び3.3.2

これは、サプライチェーンのトレーサビリティを確保するために、MSC CoC規準を使用している、水産養殖管理協議会(ASC)などのMSC以外の規準に適用される。認証製品として販売するのであれば、サプライチェーンのいかなる時点においても、MSC認証水産物とASC認証水産物を混ぜてはならない。

条項**3.3.1**は、MSCとASCの両方の登録商標を表示する消費者向け製品に関して、両方の認証水産物を混ぜることについて、MSCIからの特別な許可を得ている事業者を指す。MSC CoC規準の共有が認められている他の認証制度のリストは、**MSCウェブサイト**に掲載されている。

## 原則4

### 認証製品は追跡が可能で、重量が記録されなければならない

- 4.1 各現場は、販売もしくは提供する地点から入荷まで遡って認証製品が追跡可能であることを実証できなければならない。

#### ガイドンス4.1

例えば、レストランや小売現場は、メニューもしくは鮮魚売場で認証製品として表示されている製品について、入荷まで遡って追跡可能であることを実証できなければならない。これには、サプライヤーからのインボイスや納品伝票、あるいは認証製品が内部の物流センター（管理施設）から配送されたものであることを証明する配達受領書や振替票を使用することができる。

消費者向け現場の審査では、その時点で認証製品として提供もしくは表示されているすべての製品のトレーサビリティが確認される。認証製品が販売あるいは提供されていない場合、審査員は保管されている認証製品から入荷までの追跡を行うことがある。

- 4.2 事業者が複数の現場を所有しており、現場間で製品の移動がある場合には、最初の購入から消費者向け現場まで配送されるまでの間の全ての過程での取り扱いについて、認証製品の追跡を確実に行うことができるトレーサビリティシステムがなければならない。

#### ガイドンス4.2

現場間もしくは現場内で認証製品の移動が行われる場合、すべての過程を遡って購入まで完全に追跡できることを確実に行うためのトレーサビリティシステムが必要となる。物流センターからレストランまでの配送や、加工現場内における取り扱いなどがこの例として挙げられる。

審査の際に、本要求事項を満たしていることを検証するために、認証機関は、審査前の18ヶ月間内の任意の期間におけるトレーサビリティ記録を検証することがある。

- 4.3 事業者は、一定期間における認証製品の購入量、入荷量の記録を保持しなければならない。

- 4.3.1 同じ魚種（もしくは類似の魚種）の認証製品と非認証製品が同時に取り扱われる場合、事業者はそれら類似魚種の非認証水産物の購入もしくは荷受の記録を保持しなければならない。

#### ガイドンス4.3及び4.3.1

本要求事項を満たすために、認証製品の販売量を記録することは求められていない。しかし、事業者が入出荷照合（認証水産物の入荷量と販売量の比較）を行うシステムを有している場合、低リスクとなり、審査業務が軽減される可能性がある。

条項4.3.1は、認証製品のみが認証製品として識別あるいはラベル表示されていることを認証機関が確認する際に役立つものである。類似の魚種とは、魚種が異なる白身魚の切り身等、見た目が似ている水産製品を指す。

## 原則4 続き

### 認証製品は追跡が可能で、重量が記録されなければならない

4.4 トレーサビリティ及び数量の記録は、正確、完全であり、改変がないものでなければならない。

4.4.1 記録が修正された場合は、修正日、及び修正を行った人の名前もしくはイニシャルを含め、変更点を明確に文書化しなければならない。

#### ガイダンス4.4.1

審査時や他の要請時に事業者より提出された情報や記録が、別の時点で提出された情報と一致しない場合、認証機関は不適合を提起することもある。必要により事業者が記録を修正した場合（返品等）、変更点は明確に記録されなければならない。

4.5 事業者は、認証範囲に含まれている製品のみを認証製品として販売することができる。

#### ガイダンス4.5

新たな魚種や業務、MSCのCoC規準を共有する他の認証制度によって認証された製品など、認証範囲の変更に関する要求事項は、5.3.1.3、5.3.2.1及び5.3.2.2に記載されている。

## 原則5

### 事業者は管理システムを有していなければならない

#### 5.1 管理及び現場の統制

5.1.1 事業者は、本規準の全ての要求事項に対応する管理システムを運用していなければならない。

##### ガイダンス5.1.1

管理システムには、事業者がCFO用CoC規準を確実に順守するためのシステム、方針、手順が含まれる。管理システムに必要な文書は、事業者の規模、業務内容、手順の複雑さ、及びスタッフの能力によって異なる。

非常に小規模で簡素な業務形態については、責任者がCoC規準に関する手順を理解し、実施することができれば、文書化を必要としない場合もある。

5.1.2 事業者は、認証機関との連絡やCoC規準への適合に関する文書や情報の要請への対応に責任を持つ担当者（MSC連絡担当者）を1名任命しなければならない。

##### ガイダンス5.1.2

MSC連絡担当者には、認証機関との連絡や、情報や文書に関する要請への組織としての確実な対応に責任を有する。連絡担当者に変更があった場合には、条項5.3.1.1に則り、認証機関にその旨を通知しなければならない。

5.1.3 事業者は、本規準への適合を実証する記録を最低18ヶ月間保管しなければならない。

##### ガイダンス5.1.3

CFO用CoC規準への適合を実証する記録としては、認証製品の購入記録、内部のトレーサビリティ記録、内部の従業員のための手順、及び実施済みの研修記録などが挙げられる。

5.1.4 事業者が認証水産物を扱う現場を複数所有している場合、以下のことを順守しなければならない。

5.1.4.1 全ての現場の本規準への適合に責任を有する本部を定める。

5.1.4.2 認証水産物を扱う全ての現場が本規準の要求事項を確実に満たすための手順を導入する。

5.1.4.3 住所及び連絡先の詳細を含む各現場の正確なリストを保持し、消費者向け現場と作業現場とを区別する。

## 原則5 続き

### 事業者は管理システムを有していなければならない

#### ガイダンス5.1.4.3

消費者向け現場とは、最終消費者に認証水産物を直接販売もしくは提供する場所を指す（レストランやケータリングの現場等）。

作業現場とは、認証製品の加工、保管、配送、包装、再包装に関わる現場を指す。

CFO用CoC認証取得者が作業現場と消費者向け現場の両方をCoC認証に含める場合もある。1つの現場が消費者向け現場と作業現場を兼ねていると見なされる場合もある（冷凍製品を保管する小さな倉庫を有するスーパー等）。

- 5.1.4.4 MSCもしくは認証機関からの書面による要請を受けた後5日以内に最新かつ完全な現場リストを提供する。
- 5.1.4.5 前回の審査より現場数が50%を超えて増える場合には、事前に認証機関にその旨を書面にて通知する。

#### ガイダンス5.1.4.5

例えば、100の現場を有する事業者の場合、前回と次回審査の間に追加する現場が50以下の場合には事前に認証機関に通知する必要はない。前回の審査時より50を超える現場を追加する場合には、書面にて事前に認証機関に通知されなければならない。認証機関が追加の審査を行う決定をすることもある。

- 5.1.4.6 認証水産物の販売や提供を停止した現場が、エコラベル、ロゴ、その他の登録商標を絶対に使用できないようにするためのプロセスを有する。

#### ガイダンス5.1.4.6

条項5.1.4.6は、MSC / ASC水産物の入荷を取りやめたレストランなどの現場が、非認証製品にエコラベル、ロゴ、その他の登録商標を絶対に使わないようにするためのものである。

ケータリング事業者の1つの現場で契約が終了した場合、事業者は別のケータリング会社が当該現場を引き継ぐ前に、MSC/ASCに関する販促物等を確実に取り除かなければならない。

## 原則5 続き

### 事業者は管理システムを有していなければならない

#### 5.2 研修

- 5.2.1 事業者は、担当責任者が本規準への適合を確実にを行うための適格性を有するようにしなければならない。

##### ガイダンス5.2.1

担当責任者とは、MSC CoC規準に関する決定や手順の実施に責任を有する事業者内部の個人を指す。調達部門や入荷品の検査スタッフ、認証製品の識別、ラベリング、選定に携わる者などが含まれる。

CoC規準への適合を確実にするための内部手順に従業員が順守するためには、定期的な研修が不可欠である。CFO向けの要求事項に関する研修を既存の研修プログラムに盛り込むことも可能である。認証機関は、CoC規準に関する適格性や知識のレベルを確認するために、審査の際に従業員に聞き取りを行う。

- 5.2.2 事業者は担当責任者に研修を実施しなければならない。

5.2.2.1 初回の認証審査の前。

5.2.2.2 新入社員の研修の一環として。

5.2.2.3 認証取得後、少なくとも年に一回。

##### ガイダンス5.2.2

従業員の入れ替わりが頻繁にある場合などは、適格性を維持するために、認証取得後、年を超えて研修の実施が必要な場合がある。認証取得後から実際にエコラベルやロゴを使用するまで数ヶ月間空いてしまう場合には、メニューや製品へのエコラベル／ロゴの使用の直前に、追加で研修を行うことが望ましい。

- 5.2.3 事業者は、5.2.2に則って研修が実施されていることを実証する記録を保持しなければならない。

#### 5.3 変更の報告

- 5.3.1 事業者は、以下の変更があった場合、変更日より10日以内にその旨を書面もしくはeメールにて認証機関に通知しなければならない。

5.3.1.1 5.1.2にあるように、事業者のMSC連絡担当者が新しくなった場合。

5.3.1.2 新しい認証サプライヤーから認証製品を仕入れた場合。

5.3.1.3 新たな認証魚種を仕入れた場合。

## 原則5 続き

### 事業者は管理システムを有していなければならない

#### ガイダンス5.3.1

eメールもしくは書面による認証機関への通知は、新たな認証魚種の入荷があってから10日以内、もしくは新しいサプライヤーから最初に認証製品を仕入れてから10日以内に行なわなければならない。

5.3.2 事業者は、以下の変更を行う前に、認証機関より書面による承認を得なければならない。

5.3.2.1 認証製品に関連して、認証範囲に含まれていない新たな業務を行う場合。

#### ガイダンス5.3.2.1

新たな業務として、消費者への小売販売、再包装、保管などが挙げられる。MSC CoC認証要求事項の表5に全ての業務リストが記載されている。

5.3.2.2 MSC CoC認証を共有する他の認証制度によって認証された製品の販売や取扱いを行うため、CoC認証の範囲を拡げる場合。

#### ガイダンス5.3.2.2

例えば、現行のCoC認証の範囲がMSC認証製品のみの場合、ASC認証製品を認証品として販売するためには、事業者は事前に認証機関の承認を得なければならない。

5.3.2.3 認証製品の請負加工や包装／再包装を行う新たな請負業者に業務を発注する場合。

#### ガイダンス5.3.2.3

事業者が新たな請負保管業者を追加したい場合は、5.4.2に則り、請負業者のリストを更新しなければならないが、認証機関への通知は次回の審査時でもよい（事前に承認を得る必要はない）。

## 5.4 請負業者

5.4.1 事業者は、認証製品を扱う全ての請負業者が、本規準の該当する要求事項に適合することを実証できなければならない。

5.4.2 事業者は、運送会社を除き、認証製品を取り扱う全ての請負業者の名称と住所の最新の記録を保持しなければならない。

5.4.3 事業者は、請負業者が有効なCoC認証を取得している場合のみ、認証製品の加工や再包装を発注することができる。

5.4.4 請負保管施設を使用する場合、事業者は、認証製品に関する記録をその保管施設に要請することができ、また、認証機関が認証製品に随時アクセスできるようにしておかななければならない。

## 原則5 続き

### 事業者は管理システムを有していなければならない

#### ガイダンス5.4.4

請負保管施設に記録（受領書、発送記録等）を要請することができるのであれば、請負保管業者と契約を交わす必要はない。

第三者所有の別の保管施設に認証製品の現物が保管されている場合でも、事業者は認証機関がその現物に随時アクセスできるようにしなければならない。もし何らかの理由で保管施設へのアクセスが制限された場合において、認証製品について懸念が生じた際には、認証機関が認証製品を検査できるよう、製品を現場から運び出さなければならないこともある。

## 5.5 不適合製品

#### ガイダンス5.5

不適合製品とは、認証製品として識別されている、もしくは登録商標のラベルが表示されているにもかかわらず、認証された供給元からのものであることが立証できない製品を指す。不適合製品は、社内の従業員やサプライヤーによって発見されるだけでなく、認証機関やMSC、第三者からの情報を基に発見される場合もある。

認証製品を注文したにもかかわらず、サプライヤーから非認証製品が配送され、受取の際にそれが判明し、製品を返品した場合には、不適合のプロセスは適用されない。

5.5.1 事業者は、以下の要求事項を含む不適合製品の管理プロセスを有していなければならない。

- 5.5.1.1 認証状況が認証機関による書面で確認できるまでは、不適合製品を認証品として販売することを即時停止する。
- 5.5.1.2 不適合製品の発覚から2日以内に認証機関にその旨を通知し、不適合製品の供給元を検証するために必要なすべての情報を認証機関に提供する。
- 5.5.1.3 不適合であることの理由を明確にし、必要に応じて再発防止のための措置を講じる。
- 5.5.1.4 認証供給元からのものであることが確認できない不適合製品については、認証品として販売されることが絶対に無いよう、ラベルの張り替えや再包装を行う。

#### ガイダンス5.5.1.4

認証を取得した漁業もしくは養殖場からの製品であることが立証できなければ、認証品としての販売や、登録商標を表示しての販売はできない。

## 原則5 続き

### 事業者は管理システムを有していなければならない

#### 5.6 トレーサビリティ及びサプライチェーン検証のための要請

5.6.1 事業者は、トレーサビリティに関する文書や認証製品の売買記録についてのMSC及び認証機関からすべての要請に対して協力しなければならない。

5.6.1.1 文書は要請があってから10日以内に提供しなければならない。

##### ガイダンス5.6.1.1

財務関係の詳細は除くことができるが、それ以外の記録は修正してはならない。MSCから英語での記録の提出の要請があれば、英語で提出しなければならない。

提出期限の延長が必要な場合、MSCに書面にて要請することができる。延長が認められない場合には、本来の10日以内という期限を守らなければならない。データが期限内にMSCに提出されなかった場合、不適合の発行を含め、MSCが認証機関に措置を要請することもある。

5.6.2 事業者は、DNA検査などの製品の照合検査のために、MSC、認証機関、あるいは認定機関の代表が、認証製品のサンプルを収集することを許可しなければならない。

5.6.2.1 製品の照合検査により、製品が、異なる魚種、あるいは別の海域で獲られたものであることが発覚した場合、事業者は以下のことを行わなければならない。

- a. 問題の原因について調査を行う。
- b. 調査結果を認証機関に提出し、不適合が発覚した場合には、是正措置の計画も併せて提出する。
- c. 追加のサンプリング及び調査に協力する。

---

Find out more about the changes  
to the Chain of Custody Program:  
**[www.msc.org/chainofcustody](http://www.msc.org/chainofcustody)**

Further queries, please contact:  
**[standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)**